

公益社団法人長野県看護協会訪問看護ステーション運営規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県看護協会（以下「本事業者」という。）が設置・運営する公益社団法人長野県看護協会訪問看護ステーション（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

2 本事業所は、適正な訪問看護等の提供により、利用者が安心して在宅療養ができるよう支援するとともに、介護者に対する家庭看護の指導及び援助を行い、これらの訪問看護事業等を通じて地域の在宅医療推進に貢献し住みよい地域づくりに資する。

(運営の方針)

第3条 本事業所の看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態によることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
- 4 利用者の意見及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

第4条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。
- 3 感染症や非常災害の発生においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 研修・訓練の実施
- (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(事業所の名称及び所在地)

第5条 指定訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は別表1のとおりとする。

(職員の職種、および職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者：保健師、看護師 1名

訪問看護ステーションの職員を指導監督し、適切な事業運営が行われるよう統括をするとともに、自らも訪問看護の提供にあたる。

- (2) 看護職員は、管理者を含み常勤で1名以上を配置し、常勤に換算して2.5人以上の保健師、看護師又は准看護師を配置する。 訪問看護の提供にあたる。
- (3) その他の職員として、事務職員及び医療技術者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を若干名配置することができる。

医療技術者は看護師等と連携し、訪問リハビリテーション等その職務に応じた技術の提供にあたる。

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 以下の日を除く月曜日から金曜日までとする。
 - ア 国民の祝日・休日

イ 12月29日から1月3日まで

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護等の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者利用者又はその家族に説明して訪問看護を実施する。

(2) 介護保険利用者にあつては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者又はその家族説明して訪問看護を実施する。

(3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と理学療法士等が連携し一体的に含むものとして作成する。

(指定訪問看護等の内容)

第9条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント

(2) 清潔の保持、睡眠、食事・栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防

(3) 褥瘡予防・処置

(4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション

(5) 人生の最終段階における看護

(6) 認知症・精神障害者の看護

(7) 療養生活や介護方法の相談・助言

(8) 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理

(9) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助

(10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練

(11) 居宅改善の相談・助言

(12) 入院（所）時の協働指導等

(緊急時に対する対応)

第10条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者の報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護に提供により事故が発生した場合は、市区町、該当利用者の家族(介護保険利用者の場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者)に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 本事業者は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態および事故に際して執った処置について記録するものとする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

(1) 指針の整備

(2) 感染対策委員会の開催

(3) 研修及び訓練の実施

(苦情及び事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する訪問看護の提供により利用者及びその家族から苦情を受けた場合、当該苦情の内容等を記録する。

2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、主治医、利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。また、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(利用料その他の費用の額)

第13条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 医療保険

健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。但し、居宅介護サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者負担とする。

2 前項のほかその他の利用料は会長が別に定める。

(事業の実施地域)

第14条 通常の訪問看護実施地域は 別表2のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 管理者は、社会的使命を十分認識し、研究、研修の機会を設け職員の資質の向上を図る。

2 職員は、正当な理由がある場合を除いて、その業務上知り得た利用者及び家族等の秘密は、漏らしてはならない。また、退職後も正当な理由がある場合を除いて、その業務上知り得た利用者及び家族等の秘密は、漏らしてはならない。

3 指定訪問看護事業者は、訪問看護ステーションの運営にあたり、賠償責任が生じた場合に備えて、訪問看護事業総合補償制度に加入する。

(記録の整備)

第16条 管理者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号及び第6号の記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 苦情の内容に係る記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 市町村への通知に係る記録

(個人情報の保護)

第17条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用されないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 本事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会の開催
- (2) 虐待を防止するための従業者の対する研修の実施
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待防止の担当者を定める
- (5) 虐待防止のために必要な措置

- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第 19 条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(規則の変更)

第 20 条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- 4 この規則は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。
- 5 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する
- 6 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

別表1 公益社団法人長野県看護協会訪問看護ステーション名称・所在地

主たる事業所	
名 称	所 在 地
公益社団法人長野県看護協会 飯伊訪問看護ステーション	飯田市鼎切石 4358-1
公益社団法人長野県看護協会 南松本訪問看護ステーション	松本市双葉 4-16
公益社団法人長野県看護協会 訪問看護ステーションしらかば	東御市大字鞍掛 610-2
公益社団法人長野県看護協会 木曾訪問看護ステーション	木曾郡木曾町日義 4852-1
公益社団法人長野県看護協会 須高訪問看護ステーション	須坂市大字須坂 1528-7 センタービル 80

別表2 公益社団法人長野県看護協会訪問看護ステーション事業実施地域

名 称	事業の実施地域
公益社団法人長野県看護協会 飯伊訪問看護ステーション	飯田市（旧上村・南信濃村、千代、上久堅を除く）、高森町、 喬木村、阿智村
公益社団法人長野県看護協会 南松本訪問看護ステーション	松本市
公益社団法人長野県看護協会 訪問看護ステーションしらかば	東御市、上田市、立科町、佐久市、小諸市
公益社団法人長野県看護協会 木曾訪問看護ステーション	木曾郡（旧檜川村を含む）
公益社団法人長野県看護協会 須高訪問看護ステーション	須坂市、小布施町、高山村

公益社団法人長野県看護協会訪問看護ステーション運営規則第13条第2項定める利用料単価表

(利用料)

第1条 公益社団法人長野県看護協会訪問看護ステーション運営規則第13条第2項により、会長が定める料金は以下のとおりとする。

- (1) 訪問看護と連動して行われる死後の処置 10,000円 (介護保険、医療保険)
- (2) 休日訪問は、1日当たり2,000円の加算を徴収する。(医療保険)
- (3) 医療保険・介護保険給付の対象とならない訪問看護サービスの利用料)

平日	営業時間内	8:30~17:15	10,000円/1時間
	夜間	17:15~22:00	12,500円/1時間
	深夜	22:00~6:00	15,000円/1時間
	早朝	6:00~8:30	12,500円/1時間
土、日、祝日		一律	15,000円/1時間

(備考) 上記料金は、介護保険又は医療保険で支払われる介護サービス料を参考に設定いたしております。交通費やその他の料金は、別途実費で請求させていただきます。

第2条 この規定の改正は、役員の実決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 2022年4月1日から施行する